町田市地域包括支援センター (在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター) 運営事業者の 候補者選定のためのプロポーザル説明書

2024年4月14日公表

1 募集の趣旨

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第1号から第4号に規定される包括的支援事業、法第115条の45第1項第1号二に規定される第1号介護予防支援事業、その他市が必要と認める事業を受託し、地域包括支援センター(在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター)を運営する事業者を募集するものです。

2 事業概要

(1)業務内容

ア 包括的支援事業等

運営事業者は、市内に地域包括支援センター(在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター)を設置し、「町田市在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター(医療と介護の連携支援センター)運営事業委託仕様書(案)」に定める業務を市から受託し、実施します。

ただし、本仕様書は今後予算の編成状況等により一部変更する場合があります。

イ 指定介護予防支援事業

運営事業者は、法第115条の22第1項に基づく指定介護予防支援事業所の指定を受け、介護予防支援事業を行うものとします。

なお、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の実施に際して発生する報酬は、当該事業 者の収入とします。

(2) 契約期間

2024年度契約確定日から2026年3月31日まで

(業務実施期間:2025年4月1日から2026年3月31日まで)

年度毎に運営状況に関する評価を行い、良好と認められた場合、最大4回まで(計5年間) 契約を更新出来るものとします。

(3) 実施体制

本業務に係る職員の員数は、5名以上とし、配置する職種は、次に掲げるものとします。

- ア 保健師または保健師に準ずるものとして、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお、この経験のある看護師には 准看護師は含まないものとする。
- イ 社会福祉士または、社会福祉士に準ずるものとして、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。
- ウ 主任介護支援専門員または、主任介護支援専門員に準ずるものとして「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日付老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。
- 工 介護支援専門員
- オ その他事務職員等センター事業の実施に必要と市長が認める職種
- カ 上記のアからウの職種は、常勤職員とし、各1名を配置する。また、それ以外の職員は、上

記のアからオのいずれかの職とし、非常勤職員も可とする。その場合には、非常勤職員の勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で除した数の合計を人員数として換算する。

例)常勤職員の勤務時間数が週 40 時間で非常勤職員の勤務時間数が、週 20 時間の場合、 $20\div 40=0.5$ 人分となります。0.5 人分の非常勤職員を 2 名配置すると 1 名分の配置人員 を満たすこととなります。

(4) 委託料 (予定)

32, 363, 000円

※上記委託料については、今後予算の確定状況により変更となる場合があります。

(5) 事業運営に係る報酬及び費用の取扱い

- ①委託事業者決定後、契約締結から業務開始までの期間において生じる費用については、上記 (4)の委託料に含まれます。なお、委託料の支払は業務開始(2025年4月)以後になります。また、委託事業者決定にあたり業務の引継ぎが発生する場合は、業務引継ぎのため、決定した事業者と市で、別途、引継ぎ業務委託契約を締結します。
- ②介護予防支援の実施に際して発生する介護予防サービス計画費(介護保険法第58条に規定) 及び介護予防ケアマネジメント費(介護保険法第115条の45に規定)に係る介護報酬は、当該事業者の収入とします。
- ③介護予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合、その委託に係る費用 は当該事業者の負担とします。

(6) 契約保証金

契約保証金の納付は免除します。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、運営事業者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者(以下「プロポーザル参加者」という。)が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、プロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加できる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者です。

- (1) 町田市内で病院、診療所のいずれかを運営する医療法人であること。
- (2)介護保険法第115条の22第2項の規定(指定介護予防支援事業所の指定をしてはならない事業所)に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定(一般競争入札に参加させることが出来ない者)に該当しないこと。
- (4)町田市入札参加資格停止措置要綱に基づく資格停止の措置に該当しないこと。
- (5)法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続き中でないこと。
- (7) 法人やその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でな

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2024年4月14日(日)
(2)	資料配付	2024年4月14日(日)
	(ホームページ掲載期間)	2024年7月1日(月)午後5時まで
(3)	公募説明会の開催	2024年4月26日(金)午後3時15分から
(3)	(参加は任意です)	
(4)	質疑の提出	2024年4月15日(月)午前8時半から
		2024年5月8日(水)午後5時まで
(5)	質疑の回答	2024年5月15日 (水)
(6)	応募申請書提出(参加意思確認)	2024年5月20日(月)午後5時まで
(7)	参加決定通知送付	2024年5月27日 (月)
	提出書類の作成、提出	2024年7月1日(月)午後5時まで
(8)		※高齢者支援課へ予め電話予約のうえ、ご来庁願い
		ます。郵送不可
(9)	プレゼンテーション通知発送	2024年7月下旬以降
(10)	プレゼンテーション、ヒアリング	プレゼンテーション、ヒアリング開催通知にて指定
(10)	実施	します。
(11)	評価、採点	プレゼンテーション、ヒアリング後
(12)	結果通知、結果公表	2024年9月下旬以降
(13)	契約内容の調整、仕様書の決定	高齢者支援課よりご連絡いたします。
(14)	見積書の提出	高齢者支援課よりご連絡いたします。
(15)	契約書の調印	2024年10月以降

6 プロポーザルの手順

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

このプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ①町田市地域包括支援センター(在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター)運営 事業者の候補者選定のためのプロポーザル説明書
- ②町田市在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター(医療と介護の連携支援センター)運営業務委託仕様書(案)
- ③業務委託契約書及び約款
- ④町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例
- ⑤町田市地域包括支援センター事業実施要領
- ⑥町田市地域包括支援センター運営方針
- ⑦応募様式
 - 町田市地域包括支援センター(機能強化型)運営事業者応募申請書(様式1)
 - 誓約書(様式2)

- 法人概要書(様式3)
- 在宅医療・介護連携に係る実績書(様式4-1~2)
- 設置概要書(様式5)
- 財務状況確認シート(様式6)
- 事業計画書(様式7-1~11)
- 管理運営に関する提案書(様式8-1~5)
- 地域包括支援センター (機能強化型) 運営事業者募集に関する質問書(様式9)

これらの資料は、町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL; http://www.city.machida.tokyo.jp

(事業者の皆さんへ > 入札・契約 > プロポーザルによる契約案件の公表 > 公募型プロポーザル)

(3) 公募説明会の開催

2024年4月26日(金)午後3時15分から市役所2階2-1会議室で開催します。当日は、6 (2)の資料に沿って、本プロポーザルについて必要な事項を説明いたします。資料の配布はいたしませんので、各自印刷してお持ちください。

参加は必須ではなく任意です。質問については、全て「質疑書」での受付となるため、質疑応答の時間は設けません。

(4) 質疑の提出

本案件に関する質問は、「地域包括支援センター(機能強化型)運営事業者募集に関する質問書 (様式9)」に記載し、電子メールに添付して「8.本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ5月8日までに送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名:【機能強化型プロポーザル質疑】+参加業者名+送信年月日

例:【機能強化型プロポーザル質疑】医療法人▲▲▲240501

(医療法人▲▲本が 2024年5月1日に質疑書を送信した場合)

(5)質疑の回答

提出された質問事項の回答は、全てを取りまとめて、5月15日付けで町田市ホームページに掲載いたします。

(6) 応募申請書提出(参加意思確認)

このプロポーザルへの参加する事業者は「町田市地域包括支援センター(機能強化型)運営事業 応募申請書(様式1)誓約書(様式2)」に明記して、2024年5月20日午後5時までに、いきいき生活部高齢者支援課に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。期限までに「町田市地域包括支援センター(機能強化型)運営事業応募申請書(様式1)誓約書(様式2)」を提出しないときは、参加の意思がないものとみなします。

(7)参加決定通知送付

提出された応募申請書及び誓約書を元に、参加決定通知書を電子メールにて送付します。参加決 定通知書において【参加者番号】を通知します。

(8) 評価用提出書類の作成、提出

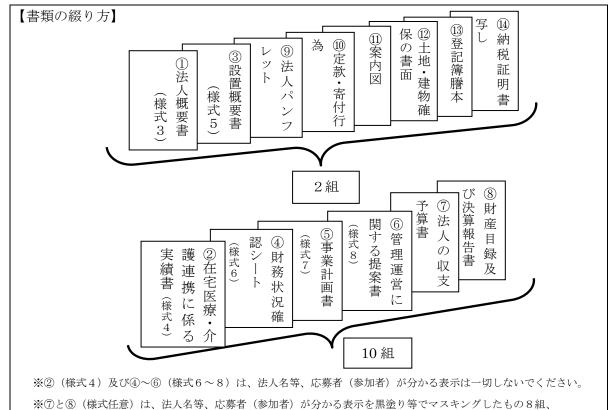
次のとおり提出書類を作成し、2024 年 7 月 1 日 (月) 午後 5 時</u>までに、いきいき生活部高齢者支援課へ予め電話予約の上、持参してください。

【提出書類の作成にあたっての注意事項】

- ・特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。
- ・文字サイズは11ポイント以上とします。
- ・文字等の色は黒一色とします。
- ・図表やイラスト等は挿入しないでください。
- ・以下、【提出書類】の②(様式4)及び④~⑥(様式6~8)には法人名、ロゴマーク等、応募者(参加者)が分かる表示は一切しないでください。<u>また、参加決定通知にて通知された【参</u>加者番号】を必ず記載してください。
- ・以下、【提出書類】の⑦(「法人の収支予算書」)及び⑧(「法人の財産目録及び決算報告書(貸借対照表、収支計算書等)」)については、提出していただく 10組のうち8組は、法人名、ロゴマーク等、応募者(参加者)が分かる表示を全て<u>黒塗り等マスキングしたもの</u>を提出してください。残る2組については、<u>黒塗り等マスキングのないもの</u>を提出してください。<u>また、【参加</u>者番号】を右上余白に必ず記載してください。
- ・様式の枠の大きさについては、変更しないでください。

【提出書類】

- ① 法人概要書(様式3)
- ② 在宅医療・介護連携に係る実績書(様式4-1~2)
- ③ 設置概要書(様式5)
- ④ 財務状況確認シート(様式6)
- ⑤ 事業計画書(様式7-1~11)
- ⑥ 管理運営に関する提案書(様式8-1~6)
- <以下様式自由>
- ⑦ 2024年度の法人の収支予算書
- ⑧ 直近3年分(2021~2023年度)の法人の財産目録及び決算報告書(貸借対照表、収支計算書等)
- ⑨ 法人のパンフレット等
- ⑩ 定款、寄附行為、規則等
- ⑪ 地域包括支援センター (機能強化型) 開設地の案内図 (住宅地図等)
- ② 地域包括支援センター(機能強化型)開設地の不動産登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写し、又は、土地、建物が確実に確保されることを証する書面(確約書、仮契約書等)
- ※⑫については、構想段階であり、提出困難な場合は、設置概要書(様式 5) の特記事項にその旨を記載の上、提出不要とします。
- ③ 法人登記簿謄本(申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの)
- ④ 直近3年分(2021~2023年度)の法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税の各納税証 明書の写し



マスキングのないもの2組提出してください。

(9) プレゼンテーション及びヒアリング日時の通知発送

応募団体が4団体以上あった場合は、書類にて第一次審査を行い、上位3者までの参加といた します。プレゼンテーション及びヒアリング参加の可否と、参加者については、日時と会場等に ついて併せて通知します。

(10) 評価、採点

「町田市地域包括支援センター運営事業者選定に伴うプロポーザル評価委員会」(以下「プロポー ザル評価委員会 | という。) が提出書類の内容を、審査基準に基づき採点し、総合的に評価します。

書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリングの結果、基準得点が配点合計の6割に達し、 合計得点が最も高い応募者を候補事業者とし、地域包括支援センター運営協議会を経て正式に決 定します。

また、書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリングの結果、最低水準の確保が必須とな る事項が含まれる評価項目(以下、「最低水準評価項目」という。)において、評価委員の過半数 が最低評価を行った項目がある場合は、候補事業者として選定しません。

なお、複数の応募者が同一の得点で最上位となる場合は、以下の順により、候補事業者を決定 します。

- ① 市が重要であると認める評価項目に限定し、その合計得点が上位の者。
- ② ①において同一の得点となる場合は、「くじ引き」により決定します。

応募者がいない場合、または全ての応募者が候補事業者としての得点等を満たさない場合は、 候補事業者なしとし、再度公募します。

評価項目及び評価視点は下表のとおりです。

1 (3)、(4)、3 (1)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)を最低水準評価項目として評価し ます。

また、1の(1)、(2)、(4)、2の全て、3 (1)、(2) を市が重要であると認める項目として評価します。

なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目		評価視点	配点	
1.法人概要	(1)運営実績	地域包括支援センター等の運営実績があるか。		
	(2)在宅医療·介護連携に 係る実績	内での地域ケア会議の参画実績があるか。 内での在宅医療・介護連携に係る取り組みの実績があるか。		
	(3)設置計画	設置場所は医療介護専門職や地域住民にとって分かりやすく、利用しやすい場所であるか。		
	(4)財務状況	安定的・継続的に法人運営が可能な財務状況か。		
2.事業計画	(1)総合相談支援業務	医療依存度が高い高齢者への対応を行っている各圏域の地域包括支援センターへの後方支援について、具体的な取組が示されているか。		
	(2)権利擁護業務	高齢者虐待や権利擁護に関して十分な認識があり、具体的な対応方法が述べられているか。		
	(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	市内のケアマネジャー(各圏域の地域包括支援センターを含む)への支援に関する具体的な取り組みが示されているか。		
	(4)介護予防ケアマネジメン ト事業	利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援のため、適切なサービスの提供や社会資源の紹介を行うことについて具体的に示されているか。		
	(5)在宅医療·介護連携推 進事業	A.各圏域の地域包括支援センターが企画運営する地域ケア会議について具体的な支援策が 示されているか。		
		B.医療と介護の専門職等や市民への普及啓発策が具体的に示されているか。		
		C.地域の医療と介護の専門職等の互いの関係構築に向けた取組について具体的に示されているか。	130	
		D.各地域の在宅医療・介護連携の課題を町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト(町プロ)へ繋げる取り組みが具体的に示されているか。		
		E.町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト(町プロ)の連携ツールなど、町プロで決定したプロジェクトが地域で推進されるような支援の取組が具体的に示されているか。		
		F.各圏域の地域包括支援センター等に対し、在宅医療・介護連携の知識向上を図る研修会 等、医療と介護の専門職の知識向上を図るための取組が示されているか。		
		G.医療と介護の専門職に対して適切な相談対応を行うため具体的な取組が示されているか。		
		H.地域ケア会議の実施にあたり、地域の課題を関係者と共有し、解決に向けて取り組むための体制が具体的に示されているか。		
		I.市内外の介護保険サービス事業所及び医療機関との関係構築のための取組が具体的に示されているか。		
3.管理・運営	(1)運営方針	①地域包括支援センター(機能強化型)の設置目的と基本機能を理解しているか。 ②公正・中立性を担保するための具体的な取り組みが示されているか。		
	(2)職員体制	①3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の連携について示されているか。 ②法人として職員の離職率を最小にするよう労働環境等の向上に取り組んでいるか。		
	(3)人材育成	資質向上のため独自の研修体系や人材育成計画を整えているか。		
	(4)医師等の協力体制	法人内において、医師等から協力を得るための具体的な体制が示されているか。		
	(5)評価・見直し	定期的な事業評価を行い、業務改善を実施する仕組みがあるか。		
	(6)個人情報管理	個人情報の管理方針を明確に示し、マニュアル作成や職員に対する研修等を行っているか。	65	
	(7)事故防止	事故防止のための方策、事故発生時の対応手順等について具体的に述べられているか。		
	(8)苦情対応	苦情対応について迅速に対応できる仕組みが整備されているか。		
	(9)防災·災害対策	訓練の実施や日常的な防災対策、及び災害時の対応手順について定められているか。		
	(10)緊急対応	休日·夜間の連絡体制は整っているか。 緊急対応の事例を想定し、対応方法·手順を定めているか。		
	(11)広報	業務の内容や実施する講座・イベント等について、地域住民や事業所に周知する方法が示されているか		

*現在町田市地域包括支援センター運営事業を受託している事業者については、上記の配点の他、2020~2023 年度の地域包括支援センター事業評価の結果に応じ、基準得点の5%を上限として加減算します。

(11) 結果通知、結果公表

プレゼンテーション・ヒアリング参加者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」 を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採 点結果調書」を公表します。

(12) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者といきいき生活部高齢者支援課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(13) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(14) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (5) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、町田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (6) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (7) 受託事業者の選定後又は業務開始後であっても、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、選定結果を取り消し、次順位の法人を運営事業者とする場合があります。その際の費用弁償には一切応じません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市いきいき生活部高齢者支援課医療介護連携/認知症施策担当(町田市役所1階)

所在地:〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電 話: 042-724-2140 FAX: 050-3101-6180

e·mail: mcity6800@city.machida.tokyo.jp